平成２３年（フ）第２２５７号
大阪府枚方市牧野北町６番２―201号
債務者　入江　初美
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７５号
大阪市港区港晴４丁目１番12号
債務者　宮本　静子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７８号
大阪府吹田市元町25番４号
債務者　中村　健司
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７９号
大阪市東住吉区駒川４丁目10番３号　ハイコート駒川302号
債務者　帆足　峰生
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２８５号
大阪市旭区高殿６丁目１番23号　ポストせきめ103号
債務者　三仲　康弘
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２９１号
大阪市淀川区十八条２丁目８番18号　梶原方
債務者　堂西　利一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２９３号
大阪府大阪市東成区中本２丁目３番18―523号
債務者　橋本工務店こと　橋本　敬市
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２９４号
大阪市西成区山王３丁目11番27号　春日マンション212号、前住所大阪府河内長野市上田町155番地５
債務者　北野　弘茂
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５８４号
和歌山県有田市新堂60番地１　ブランシェ宮崎201号、申立時の住所神戸市長田区駒ヶ林町３丁目18番４号
債務者　畠　　正佳
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７５号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘936番地の33　市営朝日ケ丘南団地２号棟406号
債務者　大西ちか子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７９号
神戸市東灘区北青木１丁目１番１―1004号、従前の住所神戸市東灘区青木６丁目４番８号302号
債務者　松平貴代子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５号
神戸市垂水区名谷町字平ノ垣内859番地の７　ヒラパレス302号、従前の住所神戸市中央区二宮町１丁目14番17―701号
債務者　小西　秀昭
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５６号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ７棟405号
債務者　吉田みどり
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０号
兵庫県伊丹市北河原１丁目２番11―１号、前住所兵庫県川西市久代６丁目２番３―202号
債務者　西　　勝夫
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１５号
神奈川県横浜市神奈川区子安通２丁目216番地２　チェスターハウス新子安801号、申立時の住所兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目118番地５
債務者　津田由美子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２３号
兵庫県伊丹市瑞ヶ丘３丁目27番地２　エスポワール301号
債務者　高岡　真樹（旧姓楠瀬）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１４６号
兵庫県伊丹市桜ケ丘１丁目３番11―302号、前住所兵庫県伊丹市鈴原町９丁目209番地
債務者　久木野隆幸
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部